

## 情報技術の進化における銀行の機能と銀行業の考察

戸 井 佳 奈 子

### A Study of Bank Functions and the Banking Industry in the Evolution of Information Technology

Kanako Tori

#### 要 旨

近年、金融と情報技術が融合したフィンテックの進展により、金融サービスを提供するインフラストラクチャーのあり方は変化しつつある。本稿では、これまで金融取引において銀行が担ってきた機能とその代替可能性を整理し、新たな金融サービスを提供するインフラストラクチャーのあり方を考察することにより、機能的に見れば、これまで銀行が提供してきた機能は、近年のフィンテック企業などによる新たな金融サービスを提供するインフラストラクチャーの進化により、代替可能になってきていることを明らかにする。

日本においては、フィンテックの進展によって、銀行にとって脅威となるのは、異業種の事業会社が設立した銀行やフィンテック企業であり、銀行、特に地方銀行が生き残っていくためには、現在、業務を行う上で蓄積したデータやノウハウを活かし、新たなビジネス領域をみつけ、顧客視点に立った付加価値を提供していくことが必要であることを示す。

キーワード：銀行、機能、フィンテック、異業種、銀行業

#### は じ め に

日本では、明治以降、預金サービスや決済サービスの提供、資金供給は、銀行が行ってきた。これらのサービスは、様々な産業や国民生活に必要なインフラ的サービスとされ、このため、事業会社にはない特別な保護と規制が加えられてきた。しかし、近年の金融と情報技術が融合したフィンテックの進展は、決済サービス、資産運用サービス、資金運用サービスのあり方に大きな変革を生んでいる。この動きは、情報リテラシーに優れたミレニアム世代の登場による価値観の変化と相まって、個人の金融取引のあり方や企業の取引慣行をも変化させるものであり、金融の仕組みを根底から変えるものともなり得る。

国民が、経済活動や日々の生活をするうえで、必要不可欠な金融サービスを提供する機関として、どのような金融機関を選択するかは、もちろん国民の自由である。経済活動や日々の生活をする上で、国民にとって重要なことは、金融サービスを受ける際に必要なコスト・手数料が低いこと、資金を預ける場合には高い金利がつくこと、借りる場合には低い金利で借りれることなど

である。したがって、技術の進歩により、国民生活に必要な不可欠な金融サービスを、銀行や証券会社などの既存の金融機関ではない、新たな企業がより効率的に提供し、その機関を国民が選択することは当然あり得る。そうであるならば、今後、銀行は、金融サービスを提供する企業として、どのように位置づけられるのであろうか。銀行は、今後、必要なくなるのであろうか。銀行が生き残りを図っていくには、どうすればよいのであろう。本稿では、これらについて考えてみたい。

以下、本稿の構成を述べる。第1章では、銀行が果たしてきた機能と、その機能の代替可能性について整理する。第2章では、金融サービスを提供するインフラストラクチャーのあり方の変化を考察する。第3章では、金融サービスを提供するインフラストラクチャーが変化する中での銀行の位置づけについて整理する。第4章では、銀行のこれからについて論じる。最後に簡単なまとめを行う。

## I. 銀行が果たしてきた機能とその代替可能性

明治以降、日本の金融サービスの提供者として中心的な役割を担ってきた銀行であるが、その銀行が金融取引において果たしてきた社会的役割とは何か、またその機能は、現在、代替可能か否かを整理する。

銀行の機能分析を行うにあたっては、一般には、金融仲介機関としての機能分析が行われ、銀行の機能としては資産変換機能や情報生産機能などが挙げられるが、本稿では、金融仲介を行うために銀行が果たしてきた機能という視点ではなく、金融取引を円滑に行うために、銀行がどのような機能を果たしてきたのかという視点から銀行の機能分析を行う。なぜなら、現在起きているフィンテックなどの動きは、金融サービスを提供するインフラストラクチャーのあり方の変化であり、それは、現在構築されている制度やシステムの変化ではなく、制度やシステムを構築する際に、産業や国民生活に必要な不可欠な金融サービスやその仕組みを選択するというフェイズにおける変化、すなわち、金融構造の根底にある社会・文化メタシステム<sup>1</sup>から、人々が産業や国民生活に必要な不可欠な金融サービスやその仕組みを提供するための機関を選択する段階における変化であるからである。

### 1. 銀行が提供するサービスの性質

銀行が提供する預金は、国民が生活するために必要な資産であり、また、流動性が高く、現金に近く一般受容性が高いことから、決済手段として利用されている。貸出についてもその資金は、企業の設備投資の資金や運転資金等をはじめとして、家計の住宅購入等の資金としても利用されてきた。こうした銀行が提供するサービスが、他の金融機関が提供するサービスと異なるとされているものは、公共性の高さであろう。しかし、国民に必要な不可欠なサービスを効率的に提供するために規制や保護がされていたとしても、公共性の高さは、技術進歩や、その時代における情報通信技術コストにより、他の業者がそのサービスを提供し得るようになれば変わるという

<sup>1</sup>社会・文化メタシステムとは、産業や国民生活に必要な不可欠なインフラサービスを提供する仕組みが、その社会が有する倫理、社会的ルール、エチケットなどの生活習慣や、その社会に属する人々が共有する価値観、宗教などをともなって形成されているものであり、現代の金融システムの基盤となるものである<sup>1)</sup>。

意味では、公共性の高さは、相対的なものである。つまり、銀行も基本的には、他の企業と同様に、利益を追求する民間企業であり、公共性が低くなる可能性はある。

## 2. 金融取引において銀行が果たしてきた機能

国民が経済活動や日々の生活をするうえで必要不可欠な金融サービスを得ることにおいて、銀行が果たしている機能には、3つの機能があると言える。

銀行の第一の機能は、資金の提供者と資金の調達者のマッチングである。資金の取引を行う専門機関として銀行が存在することにより、資金の取引相手をみつけることを容易にしている。銀行がこうしたマッチングの機能を有するのは、銀行法により「預金または定期積金の受入れと資金の貸付けまたは手形の割引とを合せて行うこと」、「為替取引を行う」ことのいずれかの営業が「銀行業」と定め（同法第2条2項）、銀行法の銀行にのみ、銀行法第6条において、銀行という名称を付与することを許可しているからである。また、銀行が普通預金や当座預金を有するがゆえに、口座間の振替が可能になり、金銭債権債務関係を完了させる決済サービスの提供も可能になっているのである。

第二の機能は、資金の提供者と資金の調達者のニーズの違いを調整する機能である。銀行は、資金の提供者と資金の調達者の間に存在する、資金の大きさに関するニーズの違いの問題を、小口で短期の資産を大口で長期の債権に変換することにより解決している。また銀行は、資金の出し手には、いつでも引き出し可能な要求払い預金を提供する一方で、資金の調達者には、長期の貸出を行うことにより、取引期間に関するニーズの違いの問題を解決している。これを可能にしているのは、銀行が多くの預金を持ち、かつ多くの銀行が存在することにより、預金総額変動を予測することが可能であるからである。

第三の機能は、資金の調達者が返済不能に陥るかもしれないという、いわゆる貸し倒れリスクを管理する機能である。銀行は、不確実性の問題から生じる貸し倒れリスクについては、分散投資を行ったり、貸し倒れの高い借り手には高めの利子率を要求する他、情報の非対称から生じる貸し倒れリスクについては、審査や監視などを行うことにより管理してきた。

## 3. 他の機関との代替可能性

銀行が有する上記の機能は、国民生活や経済にとって必要不可欠なものであるが、銀行が有している機能は、株式市場などの証券市場においてもある程度は代替可能である。しかし、近年では、情報通信技術の発展により、古くから存在してきた銀行や証券市場以外にも、その機能を代替可能な企業や仕組みが登場している。

### (1) マッチング機能の代替機関・市場

ネット上で資金を調達したい人や企業と、資金を提供する人や企業を結び付けるマーケットプレイスレイティングやソーシャルレンディングが登場している。これは、レンディング企業が、個人間や法人間でお金の貸し借りができるプラットフォームを、インターネットを活用しウェブサイト上で提供することによって、資金調達者と資金の提供者をマッチングさせる場を提供するものである。つまり、銀行という商号を使わず、物理的な建物が存在しない代わりに、ネット空間でマッチングを行うことにより、移動に伴うコストを大幅に削減することを可能にしている。

### (2) 資金の提供者と資金の調達者のニーズの違いを調整する機能

2007年にサンフランシスコで創業したアメリカのソーシャルレンディングで当時最大の規模を誇ったレンディングクラブの場合は、融資を受けたい人が、当企業のプラットフォーム上で、希望する融資額・財政状態・資金用途を入力するが、金利や返済期間については、入力したデータをもとにレンディングクラブが算出するとされる<sup>2)</sup>。資金の提供者は、信用情報によって分類された借り手の中から融資する相手を直接選ぶ。しかし、銀行の場合と異なり、お金を必要な時にいつでも引き出すことはできない。また、中小企業融資を専門にするOn Deckでは、当社が融資を望む中小企業の事業計画を審査し、それを基に、貸し手側にファンドという形で融資を募るファンド型のものもある<sup>3)</sup>。

銀行を介さずに行う融資、いわゆるオルタナティブ・レンディングの2017年における世界の取引規模は、スタティスタの調べによれば、3,806億ドルに達し、今後5年間の年成長率は29.2%とされ、2022年には571,997億ドルに拡大すると予想されている<sup>4)</sup>。

### (3) 貸し倒れリスクを管理する機能

日本でも楽天などのIT企業が、データレンディングによる融資を行っている<sup>5)</sup>。銀行融資の場合、一般的には過去の財務諸表や担保が求められ、審査に通っても融資までに1ヵ月程度もかかるが、データレンディングの場合、日々の決済や受注データなどのデータから信用力を判断するため、創業間もない企業も信用力に応じて迅速に資金を得ることができる。また、低コストであるため少額融資でも可能である。

レンディング・クラブの場合、上記の方法で融資することで、当初は極めて高い返済率であったが、2016年以降、貸し倒れ率が上昇しているという。この場合、資金の出し手は、元本保証もないため、回収不能リスクを負うことになる。

## II. 金融サービスを提供するインフラストラクチャーのあり方の変貌

現在、金融サービスを提供する仕組みは、銀行が中心となって安全で安心な金融サービスを提供する仕組みから、効率的、かつ迅速に、より多くの人々が金融サービスを利用できる仕組みへと変わりつつある。本章では、変貌する金融サービスを提供するインフラストラクチャーのあり方について考察する。

### 1. 従来の金融サービスを提供するインフラストラクチャーのあり方

銀行は、取引や口座を厳格に管理し、相対型で顔の見える取引により情報の非対称性を減らすことにより、取引の安全性や信頼性を確保してきた。決済サービスにおいても、日銀と各種の民間預金取扱金融機関が一体となった決済機構において行われており、最終的な金融機関間の貸借戻は日銀の当座預金口座の振り替えで行われてきた。つまり、システム投資を行い、ネットワークの参加者を限定することで、クローズ型で中央集権型のシステムを構築し、効率性・安全性を高める一方で、消費者に対しては店舗ネットワークを広げ多くのATMを設置することで利便性を高めてきた。

## 2. 金融サービスを提供するインフラストラクチャーの変化

現在、融資を行う仕組みにおいても相対型で人が審査や監視を行う仕組みは大きく変わりつつある。新たな仕組みにおいては、物理的な店舗を持たず、信用調査はネット上で自動的にAIが行うため、迅速に、しかも低コストで融資が行われる。それゆえに、資金提供者にとっては、より高い金利を得ることができ、資金の借り手は、以前よりは低い金利で借りられる。これまで銀行の融資を受けることが困難なケースにおいても、融資を受けることが可能になる。つまり、銀行の場合は、貸し倒れリスクを抑えるために、審査・監視やリスク分散を行うとしても、預金を原資にハイリスク・ハイリターンでの融資を行うことは不可能であるが、ネット上での新たな取引においては、貸し倒れリスクは資金提供者が負うため、そのリスクを負担してもハイリスク・ハイリターンを望む資金の提供者が存在すれば融資は可能になる。この仕組みは、基本的には、債券市場などの証券市場での取引と同じであるが、クラウドファンディングなどでは、個々のビジネスに対して、資金提供者を集めることが可能であり、企業に投資する債券市場などよりも、よりアンバンドリングした形での融資が可能になる。この場合、投資家にとっては、何に投資をするのが明確であり、資金調達者にとっては、名声や信用力がなくとも資金調達が可能となる。

また、資産運用においても、ロボ・アドバイザーによる人工知能活動による投資助言サービスが登場しており、この分野においても、銀行の専門家が行ってきた助言サービスは、AIによるサービスに取って代わられつつある。

ただし、これらのサービスは、薄利多売型のビジネスモデルであり、しかも、オンラインで行われるため、新規の顧客獲得は受け身とならざるを得ず、英国大手のロボアドバイザーでは電話やオンラインを通じて顧客獲得のための対策を行っているという<sup>6)</sup>。

この他、決済サービスを提供するインフラストラクチャーについても、大型設備を導入しクラウド型で情報を管理するという伝統的なインフラストラクチャーから大きく変化しつつある。従来のように中央管理システムが情報を管理するのではなく、分散型台帳により、ネット上で取引された取引データをネット上に保管し、利用者が互いに監視するというブロックチェーンの仕組みを入れることにより、低コストで迅速な金融サービスが可能になってきた。

こうした中で、我が国においても、顧客の同意に基づき、フィンテック企業が銀行システムへのアクセスを可能にするオープンAPI (Application Programming Interface) への取組みが進んでいる。2017年6月、オープンAPIの普及・拡大の促進を図るために、「銀行法等の一部を改正する法律」(以下、改正銀行法)が施行された。改正銀行法においては、オープンAPIを利用して銀行と接続する電子決済等代行業者に対する登録制の導入や電子決済等代行業者と金融機関との契約締結義務などが課された。金融庁が取りまとめた2018年3月1日までの金融機関における電子決済等代行業者の連携及び協働に係る方針の策定状況<sup>7)</sup>によると、日本の銀行において、都銀5行、整理回収機構を除くその他の銀行(ネット銀行や他業種運営による銀行等)13行、地銀64行、第二地銀40行は、すべて対応する方針を公開している。また、信託銀行は、14行のうち、7行が対応する方針である。この他、方針を公表している全ての信用金庫、労働金庫、農業協同組合系が対応する方針である。漁業協同組合系は2組合が将来的な検討事項としているが、他は全て対応する方針である。信用組合は、対応しないとする組合も多い。こうして見てみると、多くの金融機関がAPI接続について前向きな意向を示していると言える。銀行のオープンAPIが進むならば、銀行の顧客の利便性は高まるとともに、消費者に新たな付加価値を得る機会を与えることになる。その一方で、銀行間の競争は激しくなる。

さらに、銀行は、これまで銀行持ち株会社の子会社に認められる業務は金融業務に限定されていたが、2017年4月に銀行法改正により、銀行業の高度化、もしくは当該銀行の利用者の利便性の向上に資する業務、又は、これに資すると見込まれる業務を営む会社（銀行業高度化等会社）が子会社対象会社と追加され、認可を取得すれば、基準議決権数を超えて、銀行業高度化等会社の議決権を取得・保有することが認められた。

### Ⅲ. フィンテック時代における銀行の位置づけ

より低コストでより迅速に金融サービスが行われることは、様々な産業や国民生活にとって大変望ましいことである。しかも、この新しい仕組みの下では、これまで銀行の金融サービスを受けられない人々も金融サービスを受けられる。したがって、既存の銀行システムに加え新たな金融サービスを提供する仕組みが加わることで、より多くの人々が金融サービスを享受できるようになる。しかし、金融サービスを提供するインフラストラクチャーの変化は、既存の銀行の役割や位置づけにも大きな影響を与える。本章では、我が国において金融サービスを提供するインフラストラクチャーが変化しつつある中で、銀行がどのように位置づけられるのかを整理する。

#### 1. 機能面から見た銀行の位置づけ

国民にとって、経済活動や日々の生活をするうえで必要不可欠な金融サービスを提供する機関が銀行である必要はない。国民にとって金融サービスを提供する機関を選択する際に重要なことは、金融サービスの提供が安全で低コストで安定的に行われ、資産運用においては高い収益を得られることなどである。したがって、それらの条件を充たす機関が存在するならば、銀行は特別な存在ではなくなる。

#### 2. 異業種の事業会社が設立した銀行の存在

日本では、表Ⅲ-1のその他の欄に見るように、2000年代初めからは、異業種からの参入やネット銀行が徐々に増加し始めた。イオン銀行、楽天銀行、セブン銀行など、小売りやネット通販を専門とする企業が銀行を設立するケース、じぶん銀行やジャパンネット銀行のように大手都市銀行が通信関連やインターネット関連企業等と共同で出資して銀行を設立するケース、住信SBIネット銀行のように信託銀行がネット銀行を設立するケースなどである。

それらの新規に設立された銀行の預金残高を、表Ⅲ-2によって見てみよう。表Ⅲ-2によると、金融機関関連の新規の銀行は、多くの預金残高を保有しており、また、小売りやネット通販から銀行に参入したイオン銀行や楽天銀行などにおいても、それぞれ、30,522億円、20,101億円であり、この10年間で、預金残高は大きく増加している。2017年における地方銀行、地方銀行Ⅱの預金残高は、それぞれ2,625,576億円、668,308億円であり、一行あたりの平均預金残高は41,024億円、16,300億円となり、新規銀行は、地方銀行や地方銀行Ⅱに相当する銀行に成長していることがわかる。

貸出金についても、表Ⅲ-3に見るように、貸出額は増加している。2017年における地方銀行、地方銀行Ⅱの貸出総額は、それぞれ2,010,146億円、523,843億円であり、1行あたりの平均貸出額は31,408億円、12,776億円となり、貸出においても、地方銀行や地方銀行Ⅱの1行あたりの貸出額と大きな違いはない。

表Ⅲ-1. 銀行数の推移

(単位: 行)

年度	銀行	地銀	地銀Ⅱ	信託銀	長信銀	その他	預金保険対象金融機関
2000	9	64	57	31	3	3	863
2001	7	64	56	29	3	6	785
2002	7	64	53	27	2	6	700
2003	7	64	50	27	2	5	658
2004	7	64	48	25	1	9	643
2005	6	64	47	21	1	9	628
2006	6	64	46	21	0	10	618
2007	6	64	45	20	0	14	610
2008	6	64	44	20	0	15	607
2009	6	64	42	19	0	16	595
2010	6	63	42	18	0	15	591
2011	6	64	42	18	0	16	592
2012	6	64	41	16	0	15	586
2013	5	64	41	16	0	15	580
2014	5	64	41	16	0	15	579
2015	5	64	41	16	0	15	576
2016	5	64	41	16	0	14	572
2017	5	64	41	15	0	14	565

(資料) 預金保険機構

(注意) 預金保険対象機関数の合計は、銀行、信金、信組、労金、連合会、その他の金融機関の合計である。

表Ⅲ-2. 新規参入銀行の預金残額推移

(単位: 億円)

	イオン銀行	楽天銀行	じぶん銀行	ジャパン ネット銀行	セブン銀行	住信SBI ネット銀行	ソニー銀行	大和ネクスト 銀行
2008	1529	7,590			1,705	2,914	11,435	
2009	3,345	7,343	716		1,881	6,299	13,253	
2010	6,372	6,960	1,547		2,087	11,938	15,095	
2011	9,201	7,140	2,233		3,127	15,523	16,478	
2012	11,167	7,580	3,497	5,088	3,316	22,827	17,611	12,229
2013	12,200	8,362	5,659	5,427	3,943	26,910	18,574	19,007
2014	17,154	10,166	5,657	5,690	4,376	30,767	18,900	23,492
2015	19,630	12,468	6,615	6,119	5,014	35,760	18,783	29,872
2016	21,534	15,012	7,470	6,847	5,470	34,465	19,218	31,215
2017	25,444	16,066	7,717	7,503	5,715	40,061	21,096	31,437
2018	30,522	20,101	9,069	7,503	6,224	44,252	22,193	35,060

(資料): 各銀行のHPに公開されている決算データをもとに作成。

表Ⅲ-3. 新規参入銀行の貸出金推移

(単位: 億円)

	イオン銀行	楽天銀行	じぶん銀行	ジャパン ネット銀行	セブン銀行	住信SBI ネット銀行	ソニー銀行	大和ネクスト 銀行
2008	4	—			—	265	3,471	
2009	852	947	5		—	2,198	4,771	
2010	1,815	993	32		1	4,424	5,869	
2011	2,919	1,354	85		5	7,481	7,230	
2012	4,640	1,641	155	289	19	9,540	8,361	317
2013	7,024	1,998	649	344	34	11,297	9,702	892
2014	10,141	2,585	712	422	53	13,880	10,574	1,288
2015	12,118	3,544	907	514	104	18,179	11,872	1,484
2016	14,218	4,751	1,304	620	162	20,756	13,442	3,171
2017	16,300	6,410	3,272	738	198	23,492	15,396	5,589
2018	19,595	8,018	5,114	738	227	31,823	15,964	13,128

(資料): 各銀行のHPに公開されている決算データをもとに作成。

### 3. 異業種からの新規参入銀行の強み

銀行は、戦後、規制で守られ競争を制限されてきた業界であったが、バブル崩壊に伴う不良債権の増加や銀行の破綻により、競争を促進する方向に舵が切られた。1996年から2001年にかけて行われた金融ビッグバンでは、異業種からの銀行への参入が認められた。しかし、近年に至るまで、小売りやネット通販から新規参入した銀行は、店舗を持たず、そのため金利も既存の銀行よりも若干高い預金金利に設定してきたものの、銀行業の競争を促進する存在までにはなり得ていなかった。しかしながら今後、新規参入した銀行が、従来の銀行の経営を脅かす存在として注目されるようになってきたのは、小売りやネット通販から参入した銀行は、日々の各々の企業や家計の経済活動の詳細な情報をリアルタイムで得ることにより、顧客に対するマーケティングや価値創造を行う力を持ち、またIT技術やそれを活用する力を有するためである。そして、それらの異業種の企業が銀行業へ参入するのは、決済業務や融資業務を行うことにより、各々の企業や家計の金融取引のデータや財務データなどを得ることで、それを本業に活かすためであろう。例えば、楽天銀行を経営する楽天は、銀行の他、楽天カード、楽天Pay、楽天ポイント、楽天Edy、楽天生命、楽天証券を有することで、顧客を囲い込むと同時に、金融のプラットフォームを構築することで金融・決済データを収集し、それを本業であるネット通販に活かしている。

### 4. 小括

確かに現時点では、1行あたりの預金額や貸出額は、地方銀行や地方銀行Ⅱの1行あたりのそれに相当する程度であるが、多くの地方銀行・地方銀行Ⅱの顧客向けサービス業務における収益の低下が続いている中で、異業種の事業会社が完全子会社として設立した銀行が、高い収益力やIT技術を背景に、今後伸びていく可能性は否定できない。そうなれば、銀行は特別な存在ではなくなる。

## IV. 銀行業のこれから

今後、銀行業・金融業の競争が激しくなると予想される中で、銀行はどのようになっていくのであろうか。本章では、銀行の今後の課題について論じる。

### 1. 銀行淘汰

銀行業は、国民に必要な不可欠なサービスを提供する業であり、しかも装置産業であるため顧客獲得のための過当競争が行われやすく、自然独占になりやすいという特徴を有する。このため、銀行業は、競争を制限し、財務の健全性を保つための業務制限など厳しい規制が課されてきた。しかし、規制緩和に伴う異業種からの銀行業への参入、オープンAPI、フィンテック企業の登場により、戦後以来、初めて、銀行間や金融機関間のみならず、異業種間における競争をも促進することになってきた。競争が促進されれば、銀行の顧客が減少するとともに、手数料収入などの引き下げにより収入も減少していき、過当競争の中で淘汰されていく銀行も出てくるであろう。

日本は、戦後、経済の復興・自立を資金面から支えるために、資金のニーズに応じた専門の金融機関を設立してきた。営業範囲の異なる銀行を設けることにより、零細企業から大企業までの資金ニーズや地域の資金ニーズにも応えてきた。規制が緩和された後も、地方銀行や地方銀行Ⅱは、引き続き、地域の金融機関として存在してきた。この背景には、長年の取引から生まれた信

関係、及び、金融取引当事者間の距離の近さがある。金融取引当事者間の距離の近さは、審査や監視機能を高め、貸し倒れリスクを抑えてきたであろう。このため、日本では、数多くの金融機関が存在してきた。表Ⅲ-1に見るように、預金を扱う銀行は、2017年において、139行であり、預金を取り扱う金融機関は、565行にも上る。しかし、人口減少、競争激化の中で、銀行を含め、これだけの数の金融機関が継続していくことは困難であろう。

## 2. 銀行の戦略と課題

都市銀行の多くは、大手のカード会社や証券会社等とフィナンシャルグループを形成しており、リテール分野においてもスケールメリットを活かし、シナジーを追及する戦略を描いている。また、フィンテック企業との提携を図ることにより、情報を収集・分析し、顧客価値を高めていく方向である。現在、こうした整備に向けて業務の自動化も行っている。三菱UFJフィナンシャルグループは、2017年9月、国内の事務作業の自動化やデジタル化で、9500人相当の労働力の削減を目指している<sup>8)</sup>。

問題となるのは、大手の都市銀行や人材や経営体力のある地方銀行を除く地方銀行や地方銀行Ⅱ、信用金庫、信用組合などであろう。もちろん、すぐにという問題ではない。しかし、国民全てが情報リテラシーに優れたミレニウム世代の人々になり、人口減少が進んだ時に、この問題は表面化してくるであろう。現在、地方銀行、特に、第二地銀においては、少子化による人口減少の影響により、合併の動きも進んでおり、表Ⅲ-2に示すように、2000年には57行であったが、2017年には、41行に減少している。預金保険対象金融機関も2000年には863行であったが、2017年には、565行に減少している。また、日本経済新聞〔2018.9.17〕によると、地方銀行を対象としたアンケート調査において、回答した66行のうち、28行が2020年度末までに店舗の削減を検討している他、ATMの削減も36行が計画していると回答している<sup>9)</sup>。今後、ネット上での取引が進む中で、金融サービスの需要者は、移動コストの制約から解放される。このため、敢えて近隣の銀行との取引を選択する必要性は薄れる。店舗やATMの削減は、その動きに拍車をかける可能性がある。そうであれば、近隣の銀行と取引を行っていた顧客は、ブランド力を有し、低コストで金融サービスを提供する大手の銀行との取引に切り替える可能性もある。

こうした中で、全ての地方銀行・地方銀行Ⅱが、オープンAPIを行うとしている。この動きが間違っているとは言えないが、横一線にオープンAPIを打ち出したとしても、そこにビジョンや発想力・創造力がなければ、競争の中では生き残ってはいけない。現在、銀行は、過去のデータや決済データを有し、顧客との信頼関係や融資に関するデータ・ノウハウを有するという優位性を持つ。それらを活かし、新たなビジネス領域をみつけ、顧客視点に立った付加価値を提供していくことこそが求められる。それに伴い、地方銀行や地方銀行Ⅱは収益構造の見直しを図ることが必要であり、制度面においては銀行法の見直しも求められる。

## 結びに代えて

現在、金融サービスを提供する仕組みは、大きく変わりつつある。経済活動や日々の生活をするうえで必要不可欠な金融サービスを提供する機関が銀行である必要はない。しかし、銀行業、すなわち、銀行が行う機能によって得られる情報は、非常に価値の高いものである。そして、その情報を得る強みは、まだ、既存の銀行が握っている。そうであるならば、銀行は、その強みを

いかに活かしていくかが課題である。

新たな金融サービスを提供する仕組みは、登場したばかりである。今後、新たな仕組みにおいて、取引における信用や人々の信頼を、どのように醸成していくのか、また、その新たな仕組みが現代の社会の中で存在する価値・意味をいかに発見し、新たな仕組みにおける信用・信頼を、国家が法や規制などによって、どのように維持していくべきかは、今後の残された課題としたい。

## 引 用 文 献

1. 戸井佳奈子 [2006]『ソーシャル・キャピタルと金融変革』日本評論社。
2. 松原義明 [2014]「伝統的な融資商品に対抗するオルタナティブ・レンディング ～ベンチャー企業が生み出す新機軸の商品を金融機関が続々と採用」富士通総研。  
<http://www.fujitsu.com/jp/group/fri/column/ideatank/2014/2014-12-1.html>
3. 八山 幸司 [2016]『米国におけるフィンテックに関する取り組みの現状』JETRO/IPA New York ニューヨークだより2016年2月。  
<https://www.ipa.go.jp/files/000051015.pdf>
4. スタティスタホームページ [2018] <https://www.statista.com/>
5. 日本経済新聞2018年7月29日朝刊。
6. 神山 哲也 [2016]「欧州におけるフィンテックの興隆」2016年財界観測夏号 野村資本市場研究所。  
[https://www.nomuraholdings.com/jp/services/zaikai/journal/pdf/p\\_201607\\_02.pdf](https://www.nomuraholdings.com/jp/services/zaikai/journal/pdf/p_201607_02.pdf)
7. 金融庁ホームページ [2018]「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の公表内容について（平成30年9月1日時点）」。  
[www.fsa.go.jp/status/renkeihoushin/index.html](http://www.fsa.go.jp/status/renkeihoushin/index.html)
8. 日本経済新聞ネットニュース 2017年9月19日。
9. 日本経済新聞2018年9月17日朝刊。

[2018. 9. 27 受理]

コントリビューター：仁井 和彦 教授（現代ビジネス学科）